

ひとり親家庭相談を受ける方へ

宝塚市子育て応援課 0797-77-2196
ひとり親家庭相談 0797-77-2128

ひとり親家庭

『離別によるひとり親家庭』

離婚届の記載について（P9 離婚届の記載例、P10 諸注意を参照下さい）

書式は全国共通です。夫婦の本籍地か居住地の市区町村に離婚届を提出してください（身分証明書は必要です）。令和6年3月から本籍地以外で離婚届を提出する場合でも戸籍謄本の添付は不要になりましたが、本籍地を正確に記載願います。詳しくは、提出される市区町村の担当窓口でご確認ください。

離婚の種別により下記の添付書類も必要です。（離婚届に離婚の種別を記載する欄があります）

「協議離婚」は、特に必要なし。

「調停離婚」は、戸籍担当提出用調停調書の謄本

「審判離婚」は、戸籍担当提出用審判書の謄本と確定証明書（※1）

「和解離婚」は、戸籍担当提出用和解調書の謄本

「請求の認諾離婚（※2）」は、戸籍担当提出用認諾調書の謄本

「判決離婚」は、戸籍担当提出用判決書の謄本と確定証明書

（※1）確定証明書とは、審判や判決が確定している（不服が言えない状態になっている）ことを証明する文書です

（※2）「請求の認諾離婚」とは、離婚訴訟中に被告が、原告の言い分を全面的に受け入れ、離婚が成立する事です。

協議離婚は、届出日が離婚日となります。夫、妻、証人（2名）の署名・押印（任意）が必要です。調停離婚等、裁判所で離婚が成立した場合は、裁判所での離婚調停成立日（確定日）が離婚日となり、10日以内に市区町村に離婚届を提出しなければなりません。離婚届の証人欄の記載は不要で、裁判所への申立者が、離婚届を提出する場合、相手の署名は必要ありません。

離婚届の記載の際、下記のことを明確にしておいて下さい。

- ① 親権者は、父か母の単独親権ですか？または父母双方の共同親権ですか？もしくは、親権者の指定を求める審判や調停を行っていますか？

離婚届に親権を決める「未成年の子の氏名」の欄があります。

令和8年4月1日からの民法改正に伴い、父母の双方又は一方を親権者と定めることとなります。あるいは、親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申し立てがされている場合は、離婚届は受理されますが、後日決定後に届け出が必要となります。子の戸籍の身分事項に親権者が記載されます。

また、書式に「子育ての分担について」「親子交流について」「養育費の分担について」取り決めの有無を記載する欄があります。

② 婚姻中の氏を継続しますか？ 旧姓を名乗りますか？（婚姻時に配偶者の姓に改姓した方）

旧姓を名乗る場合、離婚届の「婚姻前の氏にもどる者の本籍」の欄に記入して下さい。

婚姻中の氏を継続する場合、離婚届（「婚姻前の氏にもどる者の本籍」の欄の記載不要）と一緒に「離婚の際に称していた氏を称する届」（P10 の記載例参照）を市区町村に提出できるほか、離婚届出後の翌日から3ヶ月以内であれば提出できます。

氏の決定後に変更される場合は、家庭裁判所に「氏の変更許可申立」手続きができますが、やむを得ない事由が生じた場合のみ変更が認められます。

離婚時の氏の選択は、慎重にしてください。

③ 本籍地はどこに定めますか？（婚姻時に配偶者の姓に改姓した方）

離婚後、戸籍の筆頭者でない者は、配偶者の戸籍から除籍されますので、離婚後の本籍地を定めることになります。

旧姓に戻られる方は、離婚届の「婚姻前の氏にもどる者の本籍」の欄の「新しい戸籍をつくる」あるいは「もとの戸籍にもどる」のどちらかを選択することになります。離婚後、子の入籍（P7を参照）を考えておられる方は、同一戸籍に2世代しか入籍できませんので、「新しい戸籍をつくる」を選択し、筆頭者として新しい本籍地を定めた方が、子の入籍届の時、転籍せずに済みます。

婚姻時の氏を継続される方は、「離婚の際に称していた氏を称する届」（P10 参照）に新しい本籍地を記載して下さい。

『死別によるひとり親家庭』

戸籍の筆頭者が亡くなられても、生存配偶者の戸籍の筆頭者は変わりません。生存配偶者は、氏を継続することもできますし、「復氏届」により婚姻前の氏に戻ることもできます。また、「姻族関係終了届」により亡き配偶者との姻族関係を終了させることもできます。

窓口サービス課に「おくやみ手続き案内コーナー（0797-77-2050）」が設置されています。遺族の方に各手続きの案内をしております。あわせて氏名等の共通事項を記載した申請書を一括作成することで、負担を軽減しております。例えば、国民健康保険被保険者異動届、福祉医療費手続き、児童手当、保育所家庭状況変更届等の申請が一括作成可能です。手続きが必要な方は、身分証明書をご持参し、ご相談ください。

『未婚によるひとり親家庭』

子どもへの認知には、子の父が自主的にする任意認知と認知しない父親に対して子ども、子どもの法定代理人（母親）が家庭裁判所に認知を求めて訴えを提起する強制認知があります。

認知届が受理されると、父と子の戸籍にもその事実が記載されます。戸籍の届出方法や必要書類については、本籍地か住所地の市区町村にお問い合わせください。

認知届により法律上の父子関係が成立しますので、養育費の請求、父親が亡くなったときに財産を相続することができます。

また、養育費や親子交流の取り決めが当事者同士では難しい場合は、家庭裁判所に調停の申し立てをすることができます。

住所地の決定

住民票を異動する場合、身分証明書を持参し下記の手続きを住所地の市区町村で手続きをして下さい。離婚後、元配偶者と同住所（※3世帯分離不可）に住民票がある場合は、ひとり親家庭制度の適用が受けられません。

※3「世帯分離」とは・・・住民票上の現在の同一世帯から世帯員の一部を分離し、同住所において世帯を分ける手続きです。

・住所地はどこに定めますか？（住所地が宝塚市の場合）

① 住所の異動なし

② 宝塚市内で転居する

宝塚市内で転居する場合、宝塚市役所本庁あるいは支所で引っ越しした日から14日以内に「住民票転居届」の手続きが必要です。その場で住所変更が可能です。

③ 宝塚市から他市に転出する

宝塚市から他市に転出する場合、宝塚市役所本庁あるいは支所で、引っ越しされる予定日の14日前から「住民票転出届」の手続きが必要です。（マイナンバーカードを取得されている方は、オンラインによる手続きが可能です。詳しくは、担当課でお尋ね下さい。）

宝塚市で「転出証明書」の交付を受け、転入先の市区町村で、引っ越しした日から14日以内に転入届をして下さい（「転出証明書」か、転居情報が入力されているマイナンバーカードの持参が必要です）。

転入届をしなければ、住所変更が完了したことになりません。

担当課 窓口サービス課 0797-77-2050

ひとり親家庭制度及び諸手続き

『児童手当』

18歳到達以降最初の3月31日（高校修了前）までの児童を養育している人に手当が支給されます。（令和6年10月～改正されました。）

支給額（月額一人）： 3歳未満 15,000 円、3歳以上高校修了前 10,000 円（第3子以降は 30,000 円）

児童手当の受給者は、児童を養育している方のうち、原則所得の多い方となっています。

離婚後は、子と同居する親が受給者となります（元配偶者と別々の住所にしてください）。

受給者の変更が必要な場合、現受給者が「児童手当 受給事由消滅届（非監護）」（直筆）を住所地で提出していただくか、離婚後、受給者の申し出により（添付書類が必要な場合があります）、住所地の市区町村で「児童手当 認定請求書」を提出して下さい。

又、受給者に変更がない場合でも、受給者及び子の氏を改姓された場合、住所を異動された場合等、変更事項があればお手続きが必要です。

認定請求書及び変更手続きには、添付書類が必要となりますので、詳しくは担当課でお尋ね下さい。

担当課 子育て応援課 0797-77-2196

『児童扶養手当』（児童手当とは全くの別の制度であり併給可能です）

離別・死別等で父または母と生計をともにできない18歳到達以降の日以後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で心身に中度（特別児童扶養手当2級に該当する程度）以上の障害がある児童を養育されている家庭の生活と自立を助けるために、児童の父または母等に手当が支給されます（所得制限が有り、所得額に応じた手当額となります。）

支給額の例として、児童一人の場合11,340円～48,050円です。生活状況に応じた添付書類が必要となりますので、詳しくは担当課でお尋ね下さい。

担当課 子育て応援課 0797-77-2196

『宝塚市養育費の確保に係る公正証書等作成促進補助事業』

養育費の受け取りは子どもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の義務です。宝塚市では、①公正証書作成費（上限5万円）、②家庭裁判所の調停申立て・裁判に要する収入印紙代、郵便切手代、戸籍謄本等添付書類取得費用、③家庭裁判所への付き添い支援（NPO等の支援機関）に関わる費用（1回2千円、複数回可）を補助します。申請には経費の領収書や取り決め書面等が必要になります。詳しくは担当課でお尋ね下さい。

担当課 子育て応援課 0797-77-2128

『生活困窮世帯等の子どもに対する生活学習支援事業（たからっ子みらい塾）』

児童扶養手当または生活保護受給世帯等の中学2～3年の子どもを対象に学習習慣の定着や高校の進学等を後押しすること、生活困窮世帯等の養育や生活に対する支援を行うことを目的に学習支援をしています。

事業者に委託し、中学2年生は10月～原則週1回、中学3年生は4月～原則週2回、講師1名が4名以下の生徒を指導する個別指導を市内4か所で行っています。（無料、交通費は自費）

詳しくは担当課でお尋ね下さい。

担当課 子育て応援課 0797-77-2196

『母子家庭等医療費の助成』

対象者は、母子・父子家庭等で18歳到達以降の最初の3月31日までにある児童とその児童の母または父等、および遺児となっている児童。ただし、高等学校に在学している児童は20歳に達する日の属する月の末日（1日生まれの人は前月末）までの児童とその母または父が対象となります。

診療を受けた際に支払う保険診療の自己負担金の一部を助成します（所得制限があります）。

申請には添付書類が必要となりますので、詳しくは担当課でお尋ね下さい。

担当課 医療助成課 0797-77-2064

『就学援助制度』

経済的理由で給食費、学用品費などの学校で必要となる費用の納付が困難な宝塚市立小・中学校の児童・生徒の保護者に、その費用の全部又は一部を援助しています。

対象者は、下記のいずれかに該当する方になります。

- ① 本年度において同居するすべての者の市民税が非課税となった方
 - ② 児童扶養手当の支給を受けている方
 - ③ 上記①②に該当しないが、経済的な理由によって、就学が困難となる特別な事情がある方。
- 必要な添付書類を添えて、在学する学校へ提出して下さい。詳しくは在学する学校及び担当課でお尋ね下さい。

担当課 学事課 0797-77-2366

『被扶養者であった方の手続き』（例えば、妻と子が、夫に扶養されていた場合）

健康保険証

妻と子どもが夫の社会保険等に加入している場合は、夫が、妻と子の資格喪失手続きを会社で行い「資格喪失証明書」の交付を受けて下さい。「資格喪失証明書」を添付して、国民健康保険・社会保険等に妻と子の加入手続きをして下さい。現在お勤めの方は、社会保険等の加入について、勤務先で確認して下さい。

担当課 国民健康保険課 0797-77-2065

年金加入

国民皆年金制度となっており、何れかの年金に加入しなければなりません。

夫が厚生年金等に加入し、妻を扶養している場合、妻は国民年金第3号被保険者となっています。妻は離婚後、国民年金（第1号被保険者）か厚生年金等の加入が必要となります。国民年金の場合、国民年金保険料は、月17,920円です。下記の担当課でご加入手続きをして下さい。支払いの困難な方は、免除・納付猶予制度がありますので、担当課でご相談下さい。

現在お勤めの方は、厚生年金等の加入について、勤務先で確認して下さい。

担当課 窓口サービス課（国民年金担当） 0797-77-2066

所得申告

児童扶養手当・福祉医療費等の各制度を申請する際に所得の確認が必要となります。婚姻中に専業主婦やパートで申告ができていないことがありますので市民税課で所得申告をして下さい（収入のない方も申告が必要です）。

また、離婚後、ひとり親控除の申告ができますので、詳しくは担当課でご確認ください。

担当課 市民税課 0797-77-2056

※主な手続きの案内のみです。他の支援制度がありますので子育て応援課でお渡しする「ひとり親家庭になられたら」の一覧表も参考にしてください。届出・制度の適用を受けるには、一定の要件があり、添付書類が必要です。状況により該当しない場合もありますので、担当窓口で必ずお尋ね下さい。

※また、市外へ転出の場合は、転出先の市区町村の担当窓口で、必ず手続きに必要な書類のご確認をして下さい。

諸手続きの流れ

一般的な手続きです

離婚届 (P1、P2 及び P9 離婚届記載例を参照)

- ・必要書類を添えて本籍地あるいは、居住地の市区町村で届出をして下さい。
- ・離婚後の新しい戸籍の交付には、本籍地により 7 日～14 日間、要します。

住所地の決定

- ・離婚後、元配偶者と同一住所（世帯分離不可）に住民票がある場合は、ひとり親家庭制度の適用が受けられません。
- ・元配偶者と同一住所でも「子の入籍手続き」「被扶養者であった方の手続き」は可能です。

ひとり親家庭制度等

(P4、P5 参照)

- ☐ 児童手当
- ☐ 児童扶養手当
- ☐ 母子家庭等医療費の助成
- ☐ 就学援助
- ☐ その他

子の入籍手続き

(P8 参照)

- ☐ 子の氏の変更許可申立
(子の住所地を管轄
する家庭裁判所)

許可審判書謄本が届く

学校等

- ☐ 学校
- ☐ 幼稚園
- ☐ 保育所

- ☐ 市区町村に子の入籍届 (P11 参照)
(新戸籍の交付には、本籍地により
7 日～14 日間、要します)

被扶養者であった方の手続き

(P6 参照)

- ☐ 健康保険加入
(社会保険・国民健康保険等)
- ☐ 年金加入
(厚生年金・国民年金等)
- ☐ 所得申告
(収入のない方も申告は必要)

※離婚届・子の入籍届・住民票異動手続きには身分証明書が要ります。

子の入籍手続き

離婚すると、戸籍の筆頭者でない母（または父）は、夫婦の戸籍から除籍し、前の戸籍に戻るか新しい戸籍をつくりまします。例えば、母の戸籍を除籍し、新たに筆頭者として戸籍を定めた場合、子どもはそのまま父の戸籍に残ったままです。母が氏を変更していると、子どもと氏が異なることになります。子の戸籍を父の戸籍から母の戸籍に異動させる場合は、「子の入籍手続き」必要となります。

下記の図示は、上記の場合における「子の入籍手続き」流れを示しています。

まず、法定代理人（親権者または未成年後見人）である母が子の住所地を管轄する家庭裁判所に「子の氏の変更許可」の申立をします。裁判所の許可を得て住所地か本籍地（母か子）がある市区町村に「子の入籍届」を提出すると、子の戸籍が異動され、子どもの氏は母親と同じ氏に変更されます。母が、婚姻時の氏を継続した場合でも、子の戸籍を父の戸籍から母の戸籍に異動させるには、同じ手続きが必要となります。

家庭裁判所の申立は、子が15歳未満の場合、子の法定代理人（親権者または未成年後見人）が手続きし、親権者が共同親権の場合は、父・母の署名・押印が要ります。（親権行使者の指定がされている場合は、当該親権行使者のみの記入）。15歳以上の場合、子本人が手続きします（届出書の記載は子本人）。郵便あるいは窓口への持参は代理人でも可能ですが、記載漏れ等が無いように、事前に管轄の家庭裁判所にお問い合わせ下さい。

＜子の戸籍を母の戸籍に入籍する場合＞

